薬 第 3968 号令和4年3月8日

保健所設置市薬務主管課長 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長 (公 印 省 略)

神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物の指定 について(通知)

このことについて、令和4年3月7日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年3月20日条例第10号)第10条第1項の規定により、別添県公報のとおり知事指定薬物4物質が指定、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

また、別記の関係団体あて別途通知済みであること、及び当該知事指定薬物は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」(令和4年厚生労働省令第34号)で新たに指定された6指定薬物のうち4指定薬物と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して十日を経過した日(令和4年3月17日)から施行されることから、同条例第11条第1項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

問合せ先

献血・薬物対策グループ 石川 電話 (045)210-1111 内線 4972

別記

- 公益社団法人 神奈川県医師会長
- 公益社団法人 神奈川県歯科医師会長
- 公益社団法人 神奈川県獣医師会長
- 公益社団法人 神奈川県薬剤師会長
- 公益社団法人 神奈川県病院協会長
- 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会長
- 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会長
- 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
- 神奈川県麻薬卸売協会長
- 神奈川県製薬協会長
- · 神奈川県精神神経科診療所協会長
- ・ 一般社団法人 日本チェーンドラックストア協会神奈川支部長

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料

箇月

_;

九三〇円

箇年

三五

六〇円

県の花:山ゆり

令和4年3月7日(月曜日)

号外第8

目次 〇告示

神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定(健康医療・薬務課)

ページ

告 示

神奈川県告示第81号

神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年神奈川県条例第10号)第 10条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、 令和4年3月8日から施行する。

令和4年3月7日

神奈川県知事 黒 岩 祐

- 1 知事指定薬物の名称
- (1) 化学名 エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチ ルブタノアート及びその塩類(通称名 5F-EDMB-P ICA, 5F-EDMB-2201)
- (2) 化学名 2-(3-メトキシフェニル)-2-(プロピル アミノ)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類(通称名 Methoxpropamine, MXPr)
- (3) 化学名 2-[(4-エトキシフェニル) メチル] -5-ニ トロ-1-[2-(ピロリジン-1- 1) エチル] -1 H ーベンゾ「d]イミダゾール及びその塩類(通称名 Eto nitazepyne, N-Pyrrolidino Et onitazene)
- (4) 化学名 1, 2-ジフェニル-2-(ピロリジン-1-イ (μ) エタン-1ーオン及びその塩類(通称名 α -D2PV、 A-D2PV
- 2 指定の理由

1の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高 く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発 生するおそれがあるものであって、県の区域内において濫用さ れるおそれがあるため

1

この公報は再生紙を使用しています